

平成23年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年1月28日（金）午前9時00分開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 瑞穂市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第4号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆義	16番	広瀬 時男
17番	若園 五朗	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治	20番	小川 勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	早瀬 俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤 脩祠

福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） おはようございます。

ただいまから平成23年第1回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号11番 土田裕君と12番 小寺徹君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

2件報告します。鷺見事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成22年11月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、12月1日に学校教育課及び教育支援センターを対象に実施されました。

監査の結果、学校教育課における財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。ただし、予算が学校教育課でありながら、執行は教育総務課がしているために照合しづら

い部分があるので、解消を図っていただきたい。また、収入未済額となっている幼稚園の保育料と交通安全協力費が不納欠損されないよう収入確保をしていただきたいとの報告でした。

次に、教育支援センターは、昨年度までは巢南公民館において教育研究所として運営されていたが、旧学校給食巢南共同調理場を改修して本年4月より独立した施設として運営を開始している。施設備品の維持管理については適切になされているものと認められた。独立した施設になったことにより、教職員の資質向上の研修施設として有効に活用されているようであり、教育相談件数も、昨年度との数値比較はできないが、相談しやすくなったようで大幅にふえているとのことであった。事業予算は昨年度とほぼ同額であるが、相談員によれば多数のボランティアの協力を得てセンター運営ができているとのことである。学校教育課担当職員は、業務多忙のため当センターに常駐できていない状況で、相談員との十分な連携が図られていないようであり、今後は学校教育課の常勤職員を含め資格を持つ専門の職員・ボランティアのあり方や、4月から運営を開始して明らかになった課題・問題点への対策等、瑞穂市教育支援センター条例第3条に掲げる事業及び瑞穂市教育相談員設置要綱第5条に掲げる相談員の職務の充実をお願いしたい。また、関係者に対する当センターの重要性の認識と、当センター事業への理解を深めてもらう広報もあわせて検討願いたいとの報告でした。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号から日程第7 議案第4号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第1号瑞穂市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてから、日程第7、議案第4号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日、平成23年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員の皆様にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成23年も、あっという間に1ヵ月が過ぎようとしております。御承知のように、ことしは統一地方選挙の年でございますが、我が瑞穂市においても、来る4月10日には岐阜県議会議員選挙が、続く24日には市長選挙が予定されております。私、堀孝正は、先般、立候補の表明をさせていただきましたことは、皆様御存じのことと思います。瑞穂市も誕生いたしまして9年

目を迎えることになるわけですが、この地は交通要衝の地として、利便性を備えながら豊かな河川が貫流し、それにまつわる自然を残す魅力的なまちでございます。この魅力ある居住空間をさらに住みやすいまちに変えていきたいという熱い思いは、ますます強くなっているところでございます。私の偽りのない気持ちでございます。したがって、瑞穂市のまちづくり、また発展のために、市民の皆様の御支持がいただけるならば、粉骨砕身、努力、取り組んでまいる所存でございます。どうか皆さんの御理解をお願い申し上げたいと思います。

さて、今回本議会に提案し、皆様に御審議をお願いする案件は、条例の制定及び改正に係る議案が2件、補正予算が2件の計4件でございます。

この臨時議会開催に至った趣旨は、国の昨年末の補正予算にかかわる事業が主な案件となっております。国は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として去る平成22年10月8日に閣議決定を行い、総額約4兆4,000億円の追加補正を第1号補正として去る11月26日に成立しましたが、これにかかわる地域活性化交付金事業等の実施に伴い、本市においても予算を補正することとなったものでございます。この地域活性化交付金事業は、きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業があります。また、このほか臨時議会開催及び補正予算編成に伴い、あわせて他の議案及び補正も盛り込んでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは、議案ごとに説明をさせていただきます。

議案第1号でございます。瑞穂市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてであります。国の住民生活に光をそそぐ交付金制度要綱が示され、同要綱に沿って事業を実施するに当たり基金を設置し、当該事業により臨時的に雇用する職員の資金等を担保するため、期限を平成25年3月31までの期間として基金条例を定めるものであります。

次に、議案の第2号でございます。瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、既に設置している基金のうち、瑞穂市遺跡和宮公園維持管理基金の基金の額を改正するものでございます。この改正は、市が取得した建物の改修を行うに当たり、当該基金の趣旨に沿って基金の一部を取り崩して財源充当するもので、基金を設置するに当たって御寄附をいただいた関係者の方の御理解、御承認も得られております。

次に、議案の第3号でございます。平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,038万2,000円を追加し、総額をそれぞれ164億4,350万4,000円とするものであります。この増額の趣旨は、冒頭に述べましたように、国の補正予算に起因するものが主な内容でございます。

簡単に事業内容を款別に説明しますと、総務費では、自治会からの要望に基づく掲示板設置事業として970万円を計上しております。市内の各自治会から掲示板を更新してほしいとの要望を自治会長よりいただいておりますが、予算の都合上、年次計画を立て実施しておりました

が、この際、国庫補助を受けて一気に要望にこたえるものでございます。

また、牛牧南部コミュニティセンター費で維持補修工事費260万円を計上しております。これら事業は、国のきめ細かな交付金事業として実施するものでございます。

さらに、総務費では議案第1号の住民生活に光をそそぐ基金積立金として600万円を計上しております。

民生費では、老人福祉費に住民生活に光をそそぐ交付金事業として525万円を計上しました。これは、見守りネットワークを構築するためのソフト及びハード事業費を組んでおります。

次に、同じく同事業では母子福祉費に438万8,000円を計上しました。これはドメスティック・バイオレンス、通称DVといいますが、この対策事業費であります。

次に、衛生費の保健衛生費の予防費に472万9,000円を計上しております。この補正は、国の資金により県で基金が設置され、同基金を原資とした県補助金を受けて実施する事業で、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌の予防ワクチン接種を実施するものでございます。また、衛生費の清掃費で、きめ細かな交付金事業として、横屋の最終処分場跡地のフェンス設置工事として440万円を計上しております。

続いて、農林水産業費の農業費に809万4,000円を計上しております。これは県に委託している農業基盤整備事業について、県より事業を前倒しして執行する旨の通知を受け、負担金を支出するものでございます。

次に、きめ細かな交付金の対象事業として、土木費の都市計画費で1,381万6,000円を計上しました。これは犀川公園環境保全整備事業に601万6,000円、犀川区画整理地内にできた穂南公園内に遊具設置工事費として150万円を、また駅前広場の南北にあるトイレ改修工事に630万円を計上しております。

次に、教育費でございますが、きめ細かな交付金事業として小学校費の学校管理費として1,704万8,000円を計上しました。これは、穂積小学校、牛牧小学校、西小学校の給食リフト室等の耐震補強工事を行います。

また、同じく交付金事業として、社会教育費の図書館費の児童室天窓改修費等に217万4,000円、体育施設費に生津ふれあい広場放送設備設置事業に420万円、穂積グラウンドさく板設置工事に200万円を計上いたしました。

また、教育費では、住民生活に光をそそぐ交付金事業として文化財保護費に62万6,000円を、図書館費に320万7,000円を計上しました。いずれの事業も郷土資料展示や文化財保護等に係る事業の経費で、光をそそぐ交付金事業の「知の地域づくり」に資する事業費を計上いたしております。

続いて歳入については、国税の増額補正に伴う地方交付税の追加増額による4,968万7,000円、地域活性化交付金に係る国庫補助金が4,739万2,000円、ワクチン接種に係る県補助金が212万

2,000円、遺跡和宮公園維持管理基金繰入金を200万円計上し、歳出を上回る歳入分については、財政調整基金繰入金を1,081万9,000円減額して財源調整を行いました。

なお、今回補正に伴う事業の執行については、12事業費の総額で6,135万3,000円を繰越明許費とすることで予算書の繰越明許費を追加補正しておりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

次に、議案の第4号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。資本的支出の建設改良費に696万1,000円を追加し、総額を4億4,398万7,000円とするものです。これは、現在借地している巢南水源地（宮田）の用地購入に当たり鑑定評価を実施したところ、当初予定額に不足が生じる見込みとなったため増額補正するものでございます。

以上4議案について概要を説明させていただきましたが、国の緊急総合経済対策として国の補正予算を主とした事業が中心の議案であることを配慮いただきながら慎重に御審議をいただきまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます、議案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時51分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第1号から議案第4号までを、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第1号から議案第4号までは、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第1号瑞穂市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第1号に対して質疑をさせていただきます。

瑞穂市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてですが、この基金条例の施行期日に、この条例は平成25年3月31日限りその効力を失うとあります。つまり、23、24年度の雇用賃金、事業は、DV対策における相談員の賃金の資金積み立てとなっております。お聞きいたします

が、平成25年の4月1日からこの事業をどのようにしていくお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。もちろん継続を望むものですが、以上です。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業ですが、2年限りではなくて、やはり福祉部としましてはこの問題は大切な問題だと考えております。市民にとってこういう問題は、精神面、それから経済面、いろいろな多面にわたりまして相談事が多いです。それで、この基金を活用させていただくのは23、24年でございますけれども、その後としましては、県の補助金があれば、婦人相談員などの設置に係る補助メニューが今のところあるということで県の方からお聞きしておりますので、そのメニューが2年後も残っておれば、そのメニューを活用してまたこういう相談員等の人件費に充てていきたいと考えております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

なぜ反対か不思議に思われる方もあろうかと思うんですけれども、確かに本条例につきましては、第1条の目的を見ても、地方消費者行政、ドメスティック・バイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援及び知の地域づくりに対する取り組みの強化等々、これは住民にとって非常に大事な問題であり、結構なことではないかというふうになるわけですね。ところが問題は、この事業が国の平成22年度補正予算の住民生活に光をそそぐ交付金事業に伴うものだという、そこの部分に関連して問題があるんだというふうに私は考えております。

もう少し具体的なことにつきましては補正予算の中で申し上げますけれども、この国の補正予算は、自民党、公明党、それから共産党、みんなの党、たちあがれ日本が反対をしております。反対理由はそれぞれ違うだろうと思うんですけれども、自公と共産党では違うと思いますが、結論的に言えば、この4兆円以上の補正予算の性格というものが、まさに大型公共工事、大企業優先、国民生活破壊の内容というのが私が考える本質であります。そういう本質の中に、実は国民生活に係る交付金事業をあれやこれやばらまき、ちりばめることによって国民生活破壊の補正予算の内容を国民の目から隠べいせんとしている、ここに実は菅内閣の非常にこうか

つな政権の本性というものがあるというふうに私は考えております。菅内閣が小泉構造改革路線よりももっと過激な市場原理至上主義、これが今の実態であります。特に今年度の予算なんかについてもそういう状況になっております。自民党の谷垣さんでもそういうことを言われておるわけですね。私はまた自民党とは全く別の観点で言っておるんでありますけれども。ですから、そういう本質をむしろ暴露していく。国民生活に係る部分にだけ焦点を当ててみると、それはいいことじゃないかとなる。ところが、それを入れることによって、全体としては国民生活破壊の補正予算であるとするならば、それを追認すると菅内閣の思うつぼにはまってしまう。ですから、繰り返しますけれども、その本質を暴露していくことが必要であると思います。

とりわけ今年度の予算等につきましても、子ども手当の地方負担分についても、民主党のマニフェスト違反というふうなことも含めて地方自治体で地方負担分を計上しない、全部国の負担でやれというようなことは、今までの地方議会の歴史上、本当にまれなことだと思うんですね。まれというよりはなかったと思うんです。それぐらいに今は矛盾が噴き出ている。だから、その矛盾をむしろ国民の前に明らかにしていかなきゃいけない。要するに、菅政権の政策の追認ではなく、その政策を一体的に、全体的にとらえて厳しいチェックをしていかなければ、それこそ国民生活は取り返しのつかないことになってしまう。必ずそういう方向になってしまう。何でもありの状況なんですね、今。与謝野さんは消費税を9%だと。全く自民党の先頭を切った人を、今度は民主党の先頭を切った人に入閣させる。こんなことは今まで自民党のどんな最低の支持率の低い内閣でもやっていないんです。そのことを私は申し上げたいです。

ですから、そういう観点からいって、このことだけを切り離していえばそれはいいだろうというふうになるところが、実は菅政権の市民運動上がりの非常に巧妙なやり方だということを私はあえて申し上げておきたいという立場から、反対ということであります。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど西岡議員は、国のやり方は、特に菅政権のやり方はばらまきであると言われたんですが、ばらまきと受け取る人と、経済対策の一環として受け取る人と、いろいろ市民はあると思うんです。ここは国政の場ではありませんので、国の交付金、補助金等を含めて、瑞穂市の経済の活性化、特に雇用問題、医療、介護に少なくとも助力をいただけるような交付金であれば、るる思いはあろうともいただいて、市民の生活繁栄のため、雇用促進のためにも、経済対策のためにも、私はいただくべきであると。いろいろ思いはあろうとも、いただくべきであると。これを反対討論として反対だということであれば、国からもらえるものが全部もらえなくなる。

それでいいのかと。私は国政でやっているんじゃないので、地方自治の一環として国からいただけるものはいただいて、それを加算して、なすべきことがあればしっかりそれを市民に届けていくというのが私の市会議員としての使命だと思っておりますので、これはいろいろ御意見等があるかも知れませんが、いただくものはいただいて、そして市民に還元すべきであるという立場から、私は賛成討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

賛成討論でいいのかとだめ押しを受けてまいりましたが、今、総論として西岡議員が反対し、そして続いて山田議員が賛成したのは各論として賛成するということだったと思います。私は両方の妥協というか折衷案として賛成ですが、ここで述べておきたいことがあるので、きちんと述べさせていただきます。

西岡議員が言われた一括交付金の意味ですね。これは単なる一市会議員としても、どういう性格、経緯のものであるかを認識しておかなければいけないと思います。ひもつき補助金を廃止するということから、これを全部一括化した一括交付金として交付すると。しかし、この一括交付金は、本来もとあった補助金を大幅に減額すると。これは小沢一郎氏と菅総理大臣も発言しております。これに対して、私たちのまとめ役の全国の市長会も減額のおそれがあると、古田知事も全国の知事会で発言していらっしゃいます。この動きというのは、目先のおいしいごちそうの中に何か隠れているのではないかと。今後非常に困ることになると、国の財政が。けさの新聞に、日本の国債がまたランクが下がったということもありまして、非常に外国からも信用のおけない財政運営だということが指摘されておりますが、こうすることで私は総論はしっかり反対をすると、危ないという認識が一介の市会議員としても必要だろうと思うので、ここで述べさせていただきます。

ただし、これは執行部の責任というのではないと思うんですね。執行部としては、来た交付金を使わなければ返還するわけですから、やっぱり予算化すると。そして、新年度にやる事業をきちんと充てたという説明がございましたので、各論としてはやはり賛成をしたいと。大きい動きとしていろいろな危惧をしっかりと見据えながらの賛成ということで、賛成討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

議案第3号、補正予算（第6号）について質疑をさせていただきます。

大きい観点でまず執行部にお聞きしたいんですが、地域活性化交付金事業が幾つか入っておりますが、市の財政を預かる者として、この地域活性化交付金についてどのように受けとめられるか。つまり、将来は減るかもしれない、補助金を減らすためのプロセスだということが小

沢さんや菅首相の発言からも明らかなわけですから、それから財源捻出のためにということは執行部もわかっていらっしゃるでしょうから、そういうものを受け取ることについてどのような思い、認識でいらっしゃるか、大きい観点から本音のところをお聞かせいただきたいと思えます。

それから小さいこと、事業についてですが、2点お聞きいたします。

一つは犀川公園環境保全整備事業ですが、犀川公園というのはふだんあまり聞かないわけですが、ここの場所、広さ、それからここが瑞穂市の公園になった経緯、現状、草を刈るわけですからそういう現状だと思ふんですが、そして今後この犀川公園をどのように整備していくおつもりかと。場所、広さ、経緯、現状、今後の方針、見通しとお聞かせいただきたいと思えます。

もう一つは、児童室の改修の予算が上げられていますが、この目的と方法が一つ目です。

それから二つ目に、児童室は現在、未就園児の親子が昼食持参で遊べる大変珍しい、市外からもとても利用しやすいところだと。私もボランティア活動をしていたときにはあそこを十二分に使わせていただきまして、お母さんたちの結束が育ち、その後そのお母さんたちはキッズスクエアの中核になるような育ち方をした親子でしたという経験を持っておりますが、そのように大変有効な部屋であったものですが、この利点ですね。昼食持参で遊べる部屋だったという利点はどのように後をしていくのかということと、あと隣の軽作業室で活動している団体が幾つかありますが、その人たちは児童室の奥の倉庫を使っておりますが、あの倉庫はその活動のためには絶対に必要なものですが、これも引き続き改修の後になんというふうになっていくのかと。

犀川公園のことと児童室改修について、ちょっと細かいことですがお聞かせいただけたらと思えます。以上です。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、一つ目の交付金事業の施策に対する市の考え方ということでございますが、国の方からは、内閣府地域活性化推進室というのがありまして、そこから地域活性化交付金の制度の概要とか第1次交付限度額見込みというようなことで文書をいただいております。これを読む限り、国の基本的な考え方がありまして、先ほどの全協でもお話をさせていただきましたように、基本的に地域活性化という背景には、地域経済をよくしたいという思いがあるというふうに解釈しております。そういったことでこの交付金事業がメニュー化されてきております。そのメニューをどのように活用するかは、自治体の裁量にゆだねられておるわけですね。今回も手を挙げる方式なんですね。こういうメニューが来ますよ、限度はこれだけですよということでは来ていますので、それを要らないよというのもあれですが、通常ですといただけるものについてはそのメニューに沿って予算化をするというのが常套であると

ということです。そういったことで、今回は23年度に予定をしておる、本来23年度でやるべき事業を抜き出しして、前倒しをする形に事業編成をしました。

そして、光をそそぐについても、例えばDV対策についても、やっていなかったかということではないわけですね。DV対策にしる、弱者対策にしる、市はそれなりに事業をやってきました。そのやってきた事業をメニューに合うように組みがえをして予算化しております。ですから、この交付金というものが、ある意味、裁量権をゆだねられた事業であるということですね。どの事業に充ててもいいよ、ただし一定の国の考え方に沿っておれば採択してもらえるとということでございますので、だからある意味では前の補助金、これにしか使えませんよというふうではなく、裁量権があるということで、その裁量権でもって編成したのが今回の補正予算です。ですから、その内容がどうであるかということは、さっき説明をさせていただいておりますし、御質問いただければ、それぞれ担当課がその事業をいかに活用したかと。例えば私どもの企画部では、自治会の掲示板ということに重きを置いて国の補助を得たと。通常ですと、一般財源でやっていこうと思いと、今まで年次計画を立ててやっていたんですね。そうすると長くなるんですけども、国庫補助という制度がある、それに乗っかれば早くできるということで、今回970万ほど組ませていただいておりますが、それは活用したというふうに考えておまして、地域住民の方にもある程度早まった行政サービスが提供できるということで考えておるところでございますが、一つ一つの事業がそうした組み立てをして編成されておるということを御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま御質問のありました犀川公園でございますが、箇所としましては、犀川の水辺の学校でやっておりますちょうどプラントの北側の公園のことでございます。ここでは犀川公園という形で、県の方の関係もございましたのでそういう形をとっておりますが、場所はそうです。それで、約2.5ヘクタールぐらいの草地がありますので、その整地を、今現在公園化をしておりますので、そこがちょっとヨシが生えたりなんかしておりますので、ボランティアの方をお願いをして、今回購入するハンマーナイフモアですね、除草の機械で管理をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、児童室の改修に伴う工事のことでございますけれども、この目的としましては、予算の中の老人福祉費の中で盛り込んでおります。この事業としましては、私の方ですが、福祉ネットワーク事業という目的のためにこれを行いたいというふうに考えております。なぜならばといいますと、前回の議会のときにもちょっと答弁させていただいたと思っておりますけれども、老人福祉計画の中で、要は助け合いのネットワークの構築を進めたいと。他市町でも行われておりますけれども、それから社会福祉協議会の方でも近隣助け合い

ネットワークの事業も盛り込んでおります。それを市としまして実際に運用するに当たりまして、この総合センターの児童室と1階の社協の事務室がございますけれども、そういうものを一体としまして老人の福祉に対して全体として使っていきたいという目的で、児童室の改修、大きな改修をするわけではございませんけれども、配線工事になると思われます。

それから、今まで児童室を使っていっちゃった方の対応についてでございますけれども、私の方も統計をとりまして、それから実際の現場を何回も見させていただいております。その中で、議員がお話の食事の面がございました。食事の面でございますけれども、気軽に使える反面、衛生面、それから安全面で私の方も危惧をしておりました。衛生面に関しましては、食事ができるということでございますけれども、その同じフロアの中でおむつのかえをしていらっしゃる方もございます。そういうことも考えまして、どういうふうに対応していったらいいかということも考えておりました、いろいろ注意なんかもさせていただいておりますけれども、その中でこの児童室ができた目的でございますね。当初の市の総合センターのパンフレットを見させていただきますと、その中にも入っております。この当時は、市内にこういうお子さんが気軽に行けるような施設がなかったと聞いております。今は地域の子供の支援センターと、それからコミュニティセンターもできております。そういうことも踏まえて、ここの総合センターの2階よりも、こういうところへ行っていただくことも可能になったのではないかとということで、それでその中で一番、私の方ですね、こういう子育てに関する施設があるよという周知が徹底していないということがわかりまして、周知の方法が十分されていなかったんではないかということで、関係部局とそういうことを今後対応していきたいと考えております。

それから、奥にあります倉庫の件でございますけれども、倉庫に関しては何も改修するつもりはございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 一括交付金については、行く行く減額されるんじゃないかという問題点を述べましたが、ひもつきから、全く地域主権で使えるわけではなくて帯つきではないかというふうに言われていますが、指定されてきているわけですね。こういうことについてはどういうふうに。今はとても自由にこちらで事業を選べるというようなことを言いましたが、メニューは決まっているわけですね。ですから、全く自由ではないと思うんですが、この辺はどういうふうにとらえているかということをお聞きしたいということと、犀川公園は2.5ヘクタールですか。すごく広いんですが、あそこの水辺の学校だけを思い浮かべると、あそこかと思えますけど、その北というんですか、西ですかね、全部今のところは草だらけのところは犀川公園だと思うんですが、今回草を刈るわけですね、ここの。将来どういうふうにしていくつもりなのか、ありましたら。ありましたらということは、つまり何もなしのかしらと思うもんで

すから、それをお聞かせいただきたいということと、児童室に関しては、要するに昼食持参の場所をどこかに確保するのかどうかだけお聞かせください。以上3点です。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 1番目のひもつきではないかということで、確かにきめ細かな交付金の事業と、それから住民生活に光をそそぐ交付金の事業と2本立てになっておりますので、それぞれ内容が異なるわけですが、ただこの交付金事業の中身は、例えば光をそそぐ交付金についてはソフトが主であるとか、そういった縛りはありますものの、このお配りした表を見ていただければわかりますように、それぞれハード部分も入れたりやっておるわけですね。ですから、従前の例えば国庫補助のある事業の何分の1とか、そういった補助と比べると、はるかに違ってきているということで、ですから裁量権があるということですね。例えば、地域地域によってその地域のニーズが異なりますので、その地域のニーズに沿った事業に充てる裁量権がゆだねられておりますから、その分については従前の補助とはまるきり制度が異なっているというふうに考えております。

実質、昨年12月28日に概要を県の方に出しまして、ことし1月4日に正式な申請という形で既に書類は出ておるわけですが、県のチェックについても一応この予算化された事業でもってオーケーだということをお願いしております、そういった意味では、市の中で事業を選択できる余地というのは以前の補助金と比べると相当ふえているということで、そういった意味から考えれば、ひもがついているといいながらも裁量権はあるということでお話をさせていただいたところです。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から犀川公園のことにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど部長の方からお答えさせていただきましたように、場所はPLANT-6の北側、縦貫道の橋がかかっております下、両サイドですね、この水辺の学校というところで公園の整備をしておりますが、この整備におきましてはいろんな方の御意見をいただいて、もちろんここは国土交通省の直轄の河川でございます。宝江の忠太橋までは直轄の河川になっております。ですから、この公園の整備に当たります国の補助金ももらいながら、市の整備と合わせて整備をいたしております。大分整備してきたところですが、これまで整備しましたところ、先ほど熊谷議員から御指摘もございましたように、草が生えちゃって寄りつきができないような状況でございます。そうでなく、草が生えても早目に草を刈る。これには何といたしてもボランティア等々をお願いしなくては、とても市では管理できません。ですから、そういったボランティアの人に早目に刈っていただいて、面積が大きい草の生えている部分を早目に刈りまして、そこで集い、楽しみ、憩える、そういったこともできるようなふうに、そういうことをするために機械をあわせまして導入して、ボランティアもやってやるという人もお

見えになりますので、そしていつ行っても草が繁茂しておる状態でなく、家族で来てもできるような形にしていきたい。そういうところから、新しくどンドンやるというところで整備してまいりましたところを、もう一度きちっと機械に乗ってでも早く刈れるような状態に整備して、早目に整備をする。ヨシが生えておっても早く刈ることによって、これは鳥取の方でも見てまいりました、河川のところ。早く刈れば、全くその上に乗っても痛くない、そういうことができるわけございまして、そういうことをしようということで整備をしていこうと、これまでした工事を生かさなくてはいけないなというところございまして、ひとつ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 児童室の食事のできるところの代替ということで、コミュニティセンターを検討させていただいて、今協議中でございます。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 突然指名を受けましてびっくりしておりますが、先ほど市長が申されましたように、直轄区間が忠太橋から下流になっております。それで現在、お話の中にもありましたように、河川そのものにつきましては国交省が行っておりまして、管理の方も国交省が行うわけでございますけれども、御承知のように犀川大橋というのが県道で通っているかと思っておりますけれども、このあたりは大垣市さんがどちらかといいますと管理をしてみえるという中で、その上流部にありますのが瑞穂市でございまして、ここは御承知のように、先ほどの市長と重なりますけれども、大変ヨシが茂っておりまして、それを何とかしなきゃならないということで、今回、犀川公園自体をどうしていくか、将来どうしていくかということのまず先駆けとして、そういった除草機を持ち込んで様子を見ていきたいと。その後にもまたいろんなビジョンが出てくるかと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

西岡一成君に申し上げます。一般会計の質問をしてくださいね。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私が先ほど申し上げたように、管内閣の各種交付金事業というものは極めて場当たりの、まやかしの政策であるというふうに思っておりますので、それは反対なんですけれども、ちなみに聞いておきますが、地域活性化交付金事業のうち整備事業、あるいは小学校の耐震補強工事、さらには改修工事等々があるわけなんですけれども、これは随意契約で行うのでしょうか。その点を確認しておきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 契約方法でございますけれども、今回掲示させていただきます工事でございますが、まだ詳細に設計金額まで積み上げたわけではございませんが、この金額に依りて従前と同じように特別に随意契約をするとか、そういうような規定で進めるということは考えておりません。今行っておる方法と同じ状態で取り扱っていきたいと思っています。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 随意契約という方法ではないというふうに言われたね。普通の方法ということは競争入札をやるというふうに理解をしていいわけですね。

そこで、随契について確認をしておきたいんですけども、平成18年度に見直しが行われて、特命随契可能な事例が大幅に制限をされたと。競争入札へ移行できないものについては企画競争、もしくは公募を行うこととしていると。こういうことが書かれたものがあるんですけども、その内容についてもう少し具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 部長に申し上げます。補正についての質問でございますので、補正以外の答弁は結構です。

西岡一成議員、補正に対する質問でございますので……。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 契約方法については、今、議員御指摘の内容を改正させていただいて、順次今進めておるわけでございます。そういった意味で、今回、議員が御指摘のように、随契の分について、あるいは一般競争入札についてとか、そういったことについては今のところ工事については2,000万を基準にして、2,000万円以上につきましては競争入札を導入しております。それから、2,000万円以下につきましても、電子入札制度を導入いたしまして対応しております。それから、随意契約につきましては、原則、地方自治法でいいです、工事ですと130万だったと思いますが、130万以下については随契をすることになっておりますが、この随契方法につきましても1社随契ではなくて、見積金額もそれぞれ3社以上徴取して、随意契約の契約内容について、大勢の目については御無礼ですが、参加をしていただくように、そんなふうで今進めておる状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 契約の方法としての随意契約について、問題は公平性を担保するような、さっき130万だとかという上限からもっと下もあるんですけども、それは施行令の方で決められておると思うんですね。だけれども、それ以外に公平性を担保するような基準というもの

をしっかりとつくっていく必要があるのではないかというふうに私は思っているんですね。ですから、その点についてももしお考えがあればこの場で言っていただくとありがたいんですが。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 契約については、もう既に市長のマニフェストにも書いてございますように、そういった考え方を踏まえて、議員御指摘のように改善をしてきております。当初の一般競争入札導入につきましては、3,000万以上というような限定から順番に今下げてきまして、今2,000万以上というふうにさせていただいておりますけれども、それ以下につきましても順次考えていきたいと思っております。一般競争入札の導入を、金額を変えていきたいというふうには考えております。

また、電子入札のことをごさいますけれども、業者の方に電子入札制度を導入していただくには相当経費がかかるわけをごさいます。そういった意味で、なるべくならばということではなくて、今後については電子入札制度ができるようなそれぞれの設備をしていただきたいというふうには思っています。ただ、規模が小さい工事業業者、あるいは業者につきましては、なかなか電子入札制度の機器を導入するというのが、費用がかかるものをごさいますので、その辺のネックが一つあるかと思っておりますが、電子入札制度が導入できるように順次進めていきたいと考えています。

それから、先ほども申しましたように随意契約につきましては、業者ですね、少なくとも3社以上見積もりをとっていくように、そして問題がいろいろございましては、特許とか特定の云々があるところのことをごさいますけれども、そういうこともなるべくならばそういう特定なところではなくて、大勢の参加ができるような仕様に一部でもできたらというふうに検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は反対の立場で討論を行いたいと思っております。先ほどの基金の問題と重複する部分もございまして、重複する部分は割愛をしていきたいと思っております。

議会は執行部ではありません。予算編成をするわけではありません。その予算編成の中央を

含めた背景がどこにあるか、問題点はどこにあるかということを含めてチェックをするのが議会であり、議員であります。そういう立場で私が申し上げておるということをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

あとは長々申し上げませんので、速いわかりやすい話をしたいと思いますけれども、要するに菅政権というものは、交付金事業、交付金事業、そしてそれも年度を区切って、1年度とか、2年度とか、これは呼び水なんですね。カニを穴の奥から引き出す呼び水。それをやって一括交付金化を完成し、補助金をなくしてしまう。そして、中央から地方への財政出動というものを大幅に削減していく。こういう戦略に基づいた一つ一つの施策なんです。ですから、先ほど申し上げたように、一つ一つの施策だけを切り離して考えていくと、落とし穴にはまるということを理解しておかないと、これからの中央のやり方に対して地方で反撃をしていくということがなかなか難しい。追認に終わってしまう。そして、一番住民の首を絞めることにつながってしまうということだろうと思うんです。

いずれにしても、一括交付金化をしていく中で、それぞれの地域がそれぞれの裁量の中でやれることをやっていただければ結構ですということ呼び水をやって、あとは財政が足らなければ福祉なんかについてもできなくなってくる。ただ、今、一括交付金の中から福祉は排除するというふうな議論も検討されておるといような話も聞いておりますので、具体的にこれから煮詰まっていくと思えますが、そういう立場でチェックを国会でも地方でも中央に上げていくという活動をしていく必要があるというふうに思います。

いずれにしても、地域間で福祉についても格差が生まれてくるというふうなことになるれば、そもそも日本国憲法の第25条の生存権の保障、これは国がするという規定なんですよ。国が生存権を保障するという規定が実質的に空洞化してしまうんですね、各自治体に任せるといふ話になったら。最低限のナショナルミニマムというものを国は保障する責務があるというふうに規定したのが憲法25条の生存権の規定なんです。ですから、そういう原則というものの字句をしっかりと押さえて、個々の政策の動向というものをしてみるという観点も必要だと。全員が賛成賛成ということではなくて、私のようにそういうことを言う議員が地方議会にいてもいいというふうに私は思っておりますので、この案につきましても基本的には反対ということで、討論にかえたいと思えます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

先ほど西岡議員は、この補正の問題については問題があるので反対の立場で反対意見を出されました。私は、一部その点については理解する部分があります。ということは、世論は、ば

らまきじゃないかという人と、経済が不況であるので、どういう形でも呼び水を入れながら、少しでも一日も早く経済がよくなるようにという方も見えるんです。西岡議員さんは、るる立派な議論を言われました。国政へ行っても遜色のない識見の高い方だと認識はいたしておりますが、私は地方の末端の議員であると同時に、現場の声を聞いていくと、そして地方自治の確立のために尽くす末端の議員でありますので、そういう立場から私は賛成をするわけです。

確かに国が一括交付金を出すからしっかり地方自治をやれと。だから、それが何が悪いんですか。一部出すから一部地方自治を負担せよと、負担して目的を果たせというお金であればひもつきと言われてもいたし方ないんですが、今回の交付金はひもつきじゃないんですよ。その範囲内で予算化をして仕事をやれば、残った分を返さなきゃならんこと、返すぐらいであるならば満額使って、瑞穂市としてどうしてもやらなきゃならんこと、いろいろ要望があることを、一般予算で全部やるやつを、いつかはやらなきゃならんやつを、交付金があるのでそれに便乗して、ちょっと多くなった分は瑞穂市の財源で持つんだけど、ちょうどいい機会だから、やらなきゃならんことが山ほどあるので、それに便乗してもらって、そして目的を達成すると。それはひいては瑞穂市の経済の活性化の一助にもなんですよ。瑞穂市以外の人も入札に見えるかもわかりませんよ。見えるかもわからんけれども、瑞穂市の企業も参加されるわけですから、多かれ少なかれ活性化につながるんですよ。それを民主党がどうだとか、自民党がどうだとか、ああだこうだと、私は党のためにやっているんじゃないですよ。市民のために働いているわけですから、市民の目線でしっかり議論を交わしていただきたいので、これは市民のためになることでもありますので、私は賛成討論とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年1月28日

瑞穂市議会 議長 小川 勝 範

議 員 土 田 裕

議 員 小 寺 徹